

# 令和2年度 旭川市農業委員会第2回総会 議事録

- 1 開催日 令和2年7月30日（木曜日）
- 2 開催時間 午後2時開会 午後3時閉会
- 3 開催場所 旭川市7条通9丁目 旭川市民文化会館 3階 大会議室
- 4 出席委員 36名
- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番・湯浅 光二  | 2番・鹿野 直子  | 3番・石坂 昇   | 4番・山村 志保子 |
| 5番・清水 利秋  | 6番・笹田 文彦  | 7番・香川 三四郎 | 8番・外川 守   |
| 9番・鷺尾 勲   | 10番・山田 孝  | 11番・佐藤 慎二 | 12番・請川 幹恭 |
| 13番・北原 浩美 | 14番・島田 正明 | 15番・中原 俊一 | 16番・秦 真一  |
| 17番・柿木 和恵 | 18番・鈴木 剛  | 19番・川上 和幸 | 20番・宮嶋 睦子 |
| 21番・一宮 敏昭 | 22番・滝川 岳雪 | 23番・松木 一幸 | 24番・楠 栄   |
| 25番・米田 満  | 26番・橋本 幸博 | 27番・平 克洋  | 28番・市田 敏行 |
| 29番・田口 一昌 | 31番・高倉 伸淳 | 32番・石尾 卓也 | 33番・加藤 孝志 |
| 34番・浅沼 博実 | 35番・佐藤 博則 | 36番・只石 博幸 | 37番・前田 靖雄 |
- 5 欠席委員 1名
- 30番・幅崎 勝良
- 6 会議出席 津村 事務局 長 小浜 事務局 次長 橋爪 事務局 副主幹  
事務局職員 秋山 事務係 主査 須賀 事務係 主任 大谷 農地係 長  
澤口 農地係 主査 北田 農地係 主査 長根 農地係 主任  
荒 農地係 主任 武田 農地係 主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録 1番・湯浅 光二 2番・鹿野 直子  
署名委員
- 9 議事内容
- (1) 議案第1号 部会長及び部会長職務代理者の選任について
  - (2) 議案第2号 旭川市農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針の改定について

- (3) 議案第3号 旭川市農業委員地区担当体制推進要領に基づく農業委員の担当地区について  
(4) 議案第4号 旭川市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

## 10 議事録本紙

- 事務局（津村局長） ただいまから、令和2年度旭川市農業委員会第2回総会を開会いたします。はじめに、本総会の招集者であります、西川市長から御挨拶がございます。
- 市長（西川将人） 先ほどに引き続きまして、今度は総会ということで、この後皆様方に御審議いただくこととなりますけれども、一昨日、旭川市内の農作物等の生育調査ということで、東鷹栖地域を今年は見させていただきまして、お米や麦あるいは野菜などの状況等の説明を農家の皆様から聞かせていただいたところですが、今のところ概ね順調に今年は生育しているというようにお聞きしまして、これから夏に向けて台風、大雨等のシーズンがやってきますけれども、大きな自然災害等がなく、豊穡の実りの秋を迎えることができるといえる思いで戻ってきたところでございます。
- 本当にこれから暑い時期でありますけれども農業者の皆さんには、秋に向けて様々と忙しくなると思いますが、どうぞよろしく申し上げます。
- 今年は2月から新型コロナウイルスの感染症拡大に伴いまして、様々な影響が市民生活全般に及んでおります。
- この暑い中、マスクをしなければいけないという生活に、まだまだ慣れておりませんが、感染防止対策など、いろんなところで今までと違う生活様式をしていかなければいけないということを、今進められているわけがありますけれども、そのことによって、例えば外食産業が非常に苦しい状況にあたり、流通にもそういったことからの影響が出たり、今後、様々、食品ですとか、農産物にもいろんな影響が出てくる可能性があるのかなど、危惧をしているところでありますが、しっかり農業者の皆さんが生産していただいた地域のおいしい食材を流通にのせて、消費者のもとにお届けをして、皆さんに楽しんでいただけることができるように、頑張っていかなければいけないと思っております。
- 農業関係の団体の皆さん、もちろん農業委員の皆さんにも色々とお知恵や御指導をいただきながら、農業者の皆さんが安心して、これからのお仕事に励んでいただくことができますよう、改めて頑張ってもらいますことをこの場をお借りしまして、皆様方に決意を述べさせていただきたいと思っております。
- 簡単ですが、総会に当たっての挨拶に代えさせていただきます。
- 今日はどうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（津村局長） どうもありがとうございました。
- ここで、市長は、所用のため退席させていただきます。
- （市長退席）
- 次に、改選後初の総会で、新たに農業委員になられた方々もいらっしゃいますので、事務局から一人一人お名前をお呼びして御紹介させていただきたいと思っております。呼ばれた方は、その場で御起立し、一礼の後、御着席ください。
- 事務局（秋山主査） （各委員の紹介）

- 
- 事務局（津村局長） それでは、まず「仮議長を選出」したいと思います。
- 選出につきましては、議会の例に倣い、本日出席されている委員の中で最年長の石坂委員を選出したいと思いますがいかがでしょうか。

- 委員 (「異議なし。」の声あり。)
- 事務局 (津村局長) それでは、石坂委員を仮議長といたします。  
石坂委員、よろしくお願いいたします。
- 仮議長 (石坂昇) 仮議長に選出されました石坂でございます。  
新しく会長が選ばれるまでの間、総会の進行をさせていただきたいと存じます。  
皆様の御協力をお願いいたしまして、早速進めさせていただきたいと存じます。  
よろしくお願いいたします。

- 
- 仮議長 (石坂昇) 会議の成立であります。現在の出席委員数は、36名でありますので、総会規則第8条の規定に基づき、本会は成立しております。  
なお、詳細につきましては、事務局から諸般の報告をお願いいたします。
- 事務局 (津村局長) 事務局。  
御報告申し上げます。  
本日の総会に欠席の届出がありました委員は、仮議席番号30番・幅崎委員でありますので、御報告いたします。
- 仮議長 (石坂昇) それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。  
これは、旭川市農業委員会総会規則第14条第2項に基づきまして、作成した議事録の内容の確認を行い、署名を行う委員の指名であります。  
仮議席番号1番・湯浅委員、2番・鹿野委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

- 
- 仮議長 (石坂昇) 続きまして、日程第1「会長及び会長職務代理者の互選」につきまして、お諮りいたします。  
まず、互選方法につきましては、「投票」と「指名推薦」の2つの方法がございますが、いかがいたしましょうか。
- 委員 (松木一幸) 「指名推薦」でどうでしょうか。
- 仮議長 (石坂昇) ただいま、指名推薦の声がございましたが、他に御意見はございませんか。
- 委員 (「異議なし。」の声あり。)
- 仮議長 (石坂昇) それでは、指名推薦の方法に決定します。  
次に、指名推薦の方法として、選考委員会を設置して、選考してはいかがでしょうか。
- 委員 (「異議なし。」の声あり。)
- 仮議長 (石坂昇) 異議なしとの声がありましたので、選考委員の選出について、どのように取り計らったら良いか、お諮りいたします。
- 委員 (松木一幸) 選考委員の選出については、仮議長が指名することでいかがでしょうか。
- 仮議長 (石坂昇) ただいまの御意見どおり仮議長である私が指名することでよろしいでしょうか。
- 委員 (「異議なし。」の声あり。)
- 仮議長 (石坂昇) それでは、各地区協議会の委員数を考慮しまして、東旭川地区3名、西神楽地区、江神地区、東鷹栖地区、永山地区につきましては各2名、私の方から選考委員を指名させていただきます。  
それでは、事務局から発表いたします。
- 事務局 (津村局長) 事務局。  
それでは選考委員を発表いたします。  
東旭川地区協議会、石尾委員、鹿野委員、高倉委員。

西神楽地区協議会，島田委員，平委員。  
江神地区協議会，一宮委員，清水委員。  
東鷹栖地区協議会，中野委員，松木委員。  
永山地区協議会，秦委員，鷲尾委員の以上11名でございます。

- 仮議長（石坂 昇） ただいまの発表のとおり決定してよろしいでしょうか。  
○委員 （「異議なし。」の声あり。）  
○仮議長（石坂 昇） 異議なしの声がありますので，そのように決定します。  
なお，この後，選考委員会を開催します。選考委員の方は，この階の「第5会議室」にお集まりください。  
総会につきましては，選考委員会の結果が出るまで，暫時休憩いたします。

---

（暫時休憩）

---

- 仮議長（石坂 昇） これより，会議を再開いたします。  
選考委員長から，選考結果の報告をお願いします。
- 選考委員長（清水利秋）  
選考委員長に互選されました，清水でございます。  
よろしく願いいたします。  
それでは，選考委員会の選考結果について，御報告いたします。  
今日の厳しい農業情勢のもとで，農業委員会組織の果たすべき役割は大変重要であります。  
したがいまして，我々選考委員として，協議の結果，これまでの経験と実績に基づき，指導的役割を担っていただける方として，会長には，鈴木 剛委員，会長職務代理者には，柿木 和恵委員を選考させていただきました。  
以上でございます。
- 仮議長（石坂 昇） ただいま，選考委員長から報告があったとおり，決定してよろしいでしょうか。  
○委員 （「異議なし。」の声あり。）  
○仮議長（石坂 昇） それでは，異議なしと認め，会長は鈴木委員，会長職務代理者は柿木委員と決定いたします。  
それでは，会長と会長職務代理者が決定しましたので，議長を会長に交代いたします。  
皆様の御協力により，無事，仮議長の職を務めることができました。  
今後の議事は，鈴木会長にお任せすることとしまして，退任の御挨拶とさせていただきます。  
ありがとうございました。
- 事務局（津村局長） 石坂委員ありがとうございました。  
ここで，会長及び会長職務代理者から，それぞれ就任の御挨拶をお願いします。  
それでは，会長から御挨拶をお願いいたします。
- 会長（鈴木 剛） （会長挨拶）  
○事務局（津村局長） ありがとうございました。  
続きまして，会長職務代理者から御挨拶をお願いいたします。
- 会長職務代理者（柿木 和恵） （会長職務代理者挨拶）  
○事務局（津村局長） ありがとうございました。  
それでは，総会規則第6条の規定に基づき，今後の議事につきましては，会長に進行していただきます。

---

○議長（鈴木 剛） それでは、会議を続行します。  
日程第2の「議席の決定」についてですが、ただいま御着席されております仮議席番号を総会の議席番号とすることを提案いたしますが、よろしいでしょうか。

○委員 （「異議なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） それでは、仮議席番号を総会の議席番号とすることに決定いたします。

---

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第3「部会委員の互選」ですが、まず、部会の所掌事務等につきまして、事務局から説明いたします。

○事務局（津村 局長） 事務局。

旭川市農業委員会には、「農地部会」及び「農政部会」の2つの部会がございます。それぞれの部会の所掌事務につきまして、時間の関係もありますので、簡単に御説明させていただきます。

まず、「農地部会」の主な所掌事務を申し上げますと、市街化区域外の農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく、農業委員会の専属的権限に属する事務。

具体的には、農地権利移動の審査及び許可、農地転用許可に関する北海道への意見具申、農地利用状況調査などがございます。

その他に農地移動適正化あっせん事業に関する事項、農地の現況証明に関する事項などとなっております。

なお、農地部会はこれらの所掌事務を処理するため、毎月1回、原則25日に定例の部会を開催しております。

次に、「農政部会」の主な所掌事務でございますが、農業者年金に関する事項、農地の一括生前贈与の贈与税等に関する事項、農地の利用最適化に係る関係行政機関に対する意見の提出に関する事項、市街化区域内の農地法等に基づく農業委員会の専属的権限に属する事務などとなっております。

なお、農政部会はこれらの所掌事務を処理するため、2か月に1度、偶数月の原則25日に、定例の部会を開催しております。

次に、部会の構成でございますが、両部会の委員定数につきましては、旭川市農業委員会の委員等の定数を定める条例によりまして、農地部会が19名、農政部会が18名の定数となっております。

また同条例により、旭川市農業委員会の委員数は37名でございますので、どちらかの部会に所属することとなっております。

なお、農業委員会等に関する法律第16条第3項第1号において、「各部会の過半数が認定農業者であること」、同項第2号で「各部会毎に中立委員が含まれること」の規定がありますので、互選いただく際に御留意いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま、事務局から説明がありました、農地・農政両部会につきましては、各部会に過半数の認定農業者がいること、各部会に中立委員がいることが必須の要件であります。

これから、部会委員の互選に当たり、地区別の部会構成について、私から御提案させていただきます。

机上の「地区別部会構成案」を御覧ください。

この部会構成案は、条例に規定する部会委員の定数のほか、各地区の委員数等を考慮しながら配分したものですので、皆様には、これに基づき、両部

会の委員を互選していただきたいと思ひます。

なお、互選に当たっては、旭川市農業委員会互選規程第2条により、互選会を開かなければならないこととなっております。

また、同規程第6条により、互選会の事務を管理する互選管理人を1人定めなければなりません、互選管理人は、小浜事務局次長としたいと思ひますが、御承認願ひます。

○委員 (「異議なし。」の声あり。)

○議長(鈴木 剛) それでは、これより互選会を開始いたしますので、暫時休憩とします。

---

(暫時休憩)

---

○議長(鈴木 剛) これより、会議を再開いたします。

ただいま、互選管理人から結果の報告を受けましたので、事務局から発表いたします。

○事務局(津村 局長) 互選会の互選結果を発表いたします。

お手元に配付しました「所属部会互選結果」のとおりでございますので、時間の関係により、読み上げは省略させていただきます。

○議長(鈴木 剛) 互選結果のとおり、農地部会及び農政部会の両委員が決定しましたので、日程第4議案第1号「部会長及び部会長職務代理者の選任」についてを上程いたします。

なお、この選任に当たりましては、農業委員会等に関する法律第16条第7項及び第8項におきまして、「部会長は、部会の委員のうちから総会で選任する」、また「部会長が欠けたとき又は事故があるときは、部会の委員のうちから総会があらかじめ定めるものがその職務を代理する」となっていることから、議案を上程しております。

選任の方法につきましては、「投票」と「指名推薦」の二つの方法がございますが、時間の関係もございますので、「指名推薦」の方法で選任してはどうか、お諮りいたします。

○委員 (「異議なし。」の声あり。)

○議長(鈴木 剛) 異議なしの声がありますので、「指名推薦」の方法によることとし、先ほど、会長及び会長職務代理者を互選した際の選考委員の方に再度お願いしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○委員 (「異議なし。」の声あり。)

○議長(鈴木 剛) 異議なしの声がありますので、そのように決定し、選考結果が出るまで暫時休憩といたします。

---

(暫時休憩)

---

○議長(鈴木 剛) これより、会議を再開いたします。

選考委員長から選考結果を報告願ひます。

○選考委員長(清水利 秋)

選考委員会の選考結果について、御報告いたします。

選考委員会の協議の結果、農地部会長には、山田 孝委員、農地部会長職務代理者には、滝川 岳雪委員、農政部会長には、市田 敏行委員、農政部会長職務代理者には、幅崎 勝良委員を選考させていただきました。

以上でございます。

○議長(鈴木 剛) ただいま選考委員長から報告のあったとおり決定してよろしいでしょう

か。

○委員 (「異議なし。」の声あり。)

○議長(鈴木 剛) それでは、農地部会長には、山田委員、農地部会長職務代理者には、滝川委員、農政部会長には、市田委員、農政部会長職務代理者には、幅崎委員を選任することに決定いたします。

ここで、それぞれの部会を代表して、両部会長から御挨拶をいただきたいと思います。

まず、農地部会長からお願いしたいと思いますが、職務代理者も一緒をお願いいたします。

○農地部会長(山田 孝) (農地部会長挨拶)

○議長(鈴木 剛) ありがとうございます。

次に、農政部会長からお願いしたいと思います。

なお、農政部会長職務代理者の幅崎委員は、本日欠席となっております。

○農地部会長(市田 敏行) (農政部会長挨拶)

○議長(鈴木 剛) ありがとうございます。

以上で、日程第4号議案第1号を終了しますが、部会の所掌事務については、部会の議決をもって委員会の決定となりますので、両部会の役割と重要性を十分に認識されまして、慎重な審議と適切な運営を期していただきますよう、特にお願いたします。

---

○議長(鈴木 剛) 続きまして、日程第5議案第2号から日程第7議案第4号までの3件について、一括して上程いたします。

事務局から説明します。

○事務局(秋山 主査)

事務局。

日程第5議案第2号から日程第7議案第4号までの3件について一括して御説明いたします。

議案第2号別紙を御覧ください。

議案第2号の指針の改定につきましては、別紙にお示ししているとおり、平成29年に制定しました指針について、3年ごとの改選期に併せて検証・見直しを行うこととしていることから、これまでの実績と現状を踏まえた上で、令和5年4月の目標をそれぞれ改定しようとするものです。

次に、議案第3号別紙を御覧ください。

議案第3号の農業委員の担当地区につきましては、農業委員会等に関する法律第17条第6項の規定により、推進委員を委嘱しない農業委員会は各委員が担当する区域を定めなければならないこととされており、任命後すぐに委員会の活動が始まることから、別紙にお示ししているとおり、本総会において担当地区を決定しようとするものです。

次に、議案第4号別紙を御覧ください。

議案第4号の法令遵守の決議につきましては、昨年連続して発生した農業委員の不祥事を受けて、本年1月に決議をしたところですが、北海道農業会議から毎年度、同様の決議を行い、内容を議事録に残して、公表するよう求められていることから、本年度は本総会で決議しようとするものです。

それでは、申し合わせ決議を読み上げます。

旭川市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記の事項についてここに申し合わせ、決議する。

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年7月30日 旭川市農業委員会

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（鈴木 剛） ただいま、事務局から説明がありました。御意見・御質問等はございませんか。

○委員 （発言なし）

○議長（鈴木 剛） それでは、議案第2号から議案第4号までを農業委員会の決定とすることよろしいでしょうか。

○委員 （「異議なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 異議なしの声がありますので、そのように決定いたします。

それでは、以上をもちまして旭川市農業委員会第2回総会を終了いたします。